

表1

ランク表

監督処分根拠		監督処分事由	関係条文	ランク
建築士法第26条第1項	1号	1. 虚偽・不正建築士事務所登録	23の3①	16以上
	2号	2. 登録の拒否事由に該当		
		破産手続開始の決定を受けて復権を得ない	23の4①	
		成年後見人又は被保佐人	23の4②	
		禁錮以上の刑に処され5年を経過しない		
		建築士法又は建築物の建築に関して罰金の刑に処され5年を経過しない		
		建築士の免許を取り消され5年を経過しない		
		暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない	23の4⑤	
		営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者	23の4⑥	
		法人の役員が上記の各項目に該当する場合	23の4⑦	
暴力団員等がその事業活動を支配する場合	23の4⑧			
要件を満たす専任の管理建築士を置いていない	23の4⑨			
3号	3. 廃業届出懈怠	23の7		
建築士法第26条第2項	1号	4. 契約締結時の書面の交付義務違反	22の3の3①、②、③、④	1～15
		5. 名義貸し	24の2	
		6. 再委託の制限	24の3	
		7. 帳簿の備え付け等及び図書の保存違反	24の4	
		8. 標識の未掲示	24の5	
		9. 閲覧義務違反	24の6	
		10. 重要事項説明義務違反	24の7	
		11. 業務委託等の書面の交付義務違反	24の8	
	2号	12. 開設者が登録の拒否事由に該当	23の4②	3～16
		a 禁錮以上の刑に処せられた者	8	
		b 建築士法又は建築物の建築に関し罰金の刑に処せられた者	8	
		13. 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が上記のa、bに該当する場合	23の4②	
	14. 法人の役員が上記のa、bに該当する場合	23の4②		
	3号	15. 変更届出懈怠、虚偽届出	23の5①、②	1～15
	4号	16. 管理建築士が懲戒処分を受けた		
	5号	17. 所属建築士が懲戒処分を受けた		
	6号	18. 管理建築士が業務範囲を逸脱		2～15
	7号	19. 所属建築士が業務範囲を逸脱		
	8号	20. 非建築士による設計等の業務の実施		
	9号	21. 開設者又は管理建築士が建築士法による処分に違反		
		閉鎖命令又は業務停止命令に違反	26②、10①	16以上
		報告の求め又は検査に応じない場合	26の2①、10の2①、②	2～15
10号	22. 事務所開設者の不誠実行為		1～16以上	

(注)

- 第26条第2項第2号に該当する場合は、建築士事務所の開設者である建築士に対して行われた懲戒処分に準じた処分を行う。
- 第26条第2項第4号に該当する場合は、管理建築士に対して行われた懲戒処分に係る行為の当該建築士事務所における責任等を勘案して処分を行う。
- 第26条第2項第5号に該当する場合は、所属建築士に対して行われた懲戒処分の内容、当該処分に係る行為の建築士事務所の業務における位置付け等を勘案して処分を行う。